

午後 1 時 33 分開会

○林委員長 それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

本日は——いいんですよね、特に来ていないんで。欠席届が出ております。環境まちづくり部長、出張公務のため。清掃事務所長、公務のため欠席です。

○はやお委員 途中から抜けるの。2時半からじゃなくて。

○林委員長 あ、ごめんなさい。14時半から欠席ですって。すみません。失礼いたしました。

本日の日程及び資料をお配りしております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、日程 1、陳情審査に入ります。

まず、外神田一丁目南部地区まちづくりについて、本件に関する陳情は、新たに送付された陳情、送付 6-4、外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情、継続中の審査が、送付 5-14、外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情、5-30の千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情、5-39、外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情、5-42、外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情の合計 5 件です。

執行機関から、何か進捗報告等がございますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 新たに送付された陳情に関しまして、区としてのコメント等は特にございません。また、継続審査中の陳情につきましては、前回 2 月 1 日の当委員会でご報告した内容に変わりはありません。

以上でございます。

○林委員長 はい。ということで、本日そのような状況でございます。

この後ちょっとお諮りしたいのもあるんですが、まず陳情の取扱いについてですけれども、全て継続審査とすることでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ありがとうございます。

次に——審査の前だよ、これ。ちょっと休憩します。

午後 1 時 36 分休憩

午後 1 時 37 分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

外神田一丁目南部地区のまちづくりの陳情審査を継続審査として陳情審査を終了いたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。関連で、私のほうからお諮りいたします。外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、委員から、委員会として再開発準備組合関係者から参考人として委員会にお呼びし、委員会で議論する事項をお聞きしたいとの意見がございましたが、そのよ

うに進めさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ありがとうございます。

それでは、第1回定例会開会中の当委員会に、再開発準備組合関係者を2名ほどお呼びしてお話を伺いたいと思います。具体的な氏名は、先方のご意向もお聞きし、また詳細の実施日時につきましても正副委員長に預らせていただきまして、決まりましたら委員の皆様にご連絡いたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ありがとうございます。

また、参考人への意見聴取する事項につきましては、正副委員長としての案を今からお配りいたしますので、休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいま配付いたしました参考人への意見聴取する事項ですが、1、再開発事業における仮施設を含めた公共施設の取扱いについてご説明ください。2、本再開発事業の事業性の見通しについてご説明ください。3、権利変換条件の提示時期等、本再開発事業の今後のスケジュールをお示しください。4、区道の評価手法や評価の水準についてお示しください。5、整備後の建物イメージ（区有施設部分）について、イラスト等でお示しください。6、区有施設に関する将来の建物修繕費の見込みにどのような影響があるのか、ライフサイクルコストの変動の状況、併せて、民間施設との合築に係る維持管理等協定についてご説明ください。

以上の6問を参考人へお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

なお、当日の流れですが、今確認いたしました6問につきまして、私、委員長のほうから伺い、参考人の方々にお答えしていただきます。今回は、私、委員長から、この6問に関する質問のみとさせていただくことで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

次に、参考人の時間についてなんですが、大体30分から45分ですが、6問の回答だけなんですけれども、これも時間を明示していかなくてはいけないんで。30分程度。45。何か意見があれば。

○岩田委員 これとは違いますけども、前、100条委員会とかのときも、証人と、こう、呼んで、結構長引いた気がするんですよ。何だかんだ言って長くなっちゃう。なので、ちょっと多めに取ったほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。

○林委員長 ちょっと最大45分ぐらいですか。大丈夫かな。大丈夫ですかね。また、時間等々もちょっと、先方のほうも、これ、100条のときと違って強制力がないんですけども、質問事項を投げて、お答えも返ってきてと。

では、時間は最大45分程度でよろしいですかね。

はやお委員。

○はやお委員 この代表的な質問を委員長のほうからしていただくと。そこが終わった後、このことを踏まえつつ、行政の方に対しては、質問することというのは問題ないでしょうか。

○林委員長 はい。全く問題なく。

○はやお委員 はい、分かりました。

○林委員長 やっていただかないと、議案審査でございますので、精力的な質疑をぜひやっていただきたいと思います。

ほかには。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 それでは、外神田一丁目のこの件に関しましては、参考人制度を正副で進めさせていただきたいと思います。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次の陳情審査、二番町のまちづくりに入ってまいります。本件に関する陳情は、新たに送付された陳情、送付6-8、東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての調査と提出のやり直しを求める陳情、継続中の陳情、送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から56、参考送付の合計22件です。関連するため、一括で審査をすることとしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

また、2月2日の議会運営委員会で、提出のあった紹介議員が岩田委員の都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願につきまして、付託先が当委員会であることが確認され、第1回定例会におきまして、千代田区議会会議規則第87条に基づき、議長から付託される予定です。

それでは、執行機関から何か進捗等々の報告はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。特に進捗はないんですが、ここについてもまたちょっと後ほど皆さんにお諮りしますけれども、質疑、特に。

1点。はい、小枝委員。

○小枝委員 前回の、2月1日でしたか、の質疑のときに、ちょっと名称を、こちらの番町地域に100年の歴史ある学校が6校だか7校だかあるということなんですけど、その中から意見書が出されているということについて、その名称を言うことが個人情報だという話がありましたけれども、やはり読んでもらいたいのを出しているわけですから、委員会の委員あるいは都市計画の委員には共有してほしいということを確認してまいりましたので、それは、そのことについては、前回、ご本人、提出者本人がどう考えるかだという言い方がありましたね。そういうことを確認してまいりましたので、配付してよろしければ、これは後でも結構ですけれども、配付させていただきたいと思います。委員に。

○林委員長 ちょっと後ほど相談を、正副含めて相談させていただければと思います。

○小枝委員 はい。

○林委員長 いいですかね、次の、陳情の執行機関に対する質疑等々は、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。皆さんの意見等々を頂きたいんですけども、またここ、取扱いをちょっとここで確認をさせていただいた上で、委員の皆さんに改めてご相談がありますので。

まず、取扱いについては、審査継続でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、本件22件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていただきます。

で、ここからがで、本案件につきましては2月8日の都市計画審議会で審議される予定です。当委員会では、二番町地区のまちづくりの件で、これから——先ほど言った、どれだ。さっきの、先ほど言った請願ね、請願。これだ。付託予定の請願、都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願1件が付託される予定であり、陳情が22件、継続審査の状況です。

また、これまで委員の方々から様々な意見が出ております。執行機関から答弁があり、議論が尽くされているという意見がある一方、二番町地区まちづくりに関わる議論している主な事項は以下の9点になります。1、地域に対立構造を作らないまちづくりを行っていくことについて。2、近隣住民の住環境の向上に資する計画・デザイン・マネジメントであること（都市計画道路放射27号線の今後について）。3、D地区の方針を書き換えることの問題について。4、都市計画マスタープランの目標を変更することとなれば、大方の同意の必要性について。5、再開発等促進区事業の広場について。6、再開発等促進区事業の高さについて。7、意見書の全文について。8、官製談合事件の当該議員との関連について。9、高さだけではなく、商業ビルができることで、街並みが変わる件について。

以上9点を、都市計画審議会の事務局から都市計画審議会の皆様にお伝えしていただくよう申し入れたいと思うんですけども、よろしいですかね。

○前田景観・都市計画課長 私のほうが事務局を担当させていただきますので、私からご答弁をさせていただきます。

ただいま申入れをお伝えするということでお受けしました件につきまして、事務局として、次回の都市計画審議会の中でご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○林委員長 はい。よろしくお願いいいたします。

なお、都市計画審議会の委員の皆様には、請願付託予定の事件名と陳情の事件名のこのペーパーをそのまま出していただいて、この補足説明として今申し上げた9点の説明を入れていただいた上で審議に入っていただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、二番町地区のまちづくりの陳情審査を終了いたします。

次に陳情審査、神田警察通りの関連に入ります。本件に関する陳情は、新たに送付された陳情6-3、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、6-9、神田警察通り

Ⅱ期工事に関する陳情、6-10、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、6-11、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、これは同じ名前です。6-14、神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書の、合計5件です。関連するため、一括で審査することとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。なお、6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書で配付しておりますので、取扱いにはご注意願います。

それでは、執行機関から何か情報提供ございますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 特にございません。

○林委員長 はい。これは前回の委員会でも、これまでの経緯経過の時系列に並べた金額のものと、当該工事地区の地図上のマッピング等々を入れまして、それも提出予定案件の補正予算に関わる事項だということを確認させていただいております上で、質疑というと、すごくやりづらいと思うんですけども、何か取り立てて、ここの場合は資料要求に当たるのかもしれないんですが、まだ委員会が、予算特別委員会も設置が決まっていない状況なんで、何か資料が、こんな資料があればいいなというのがあれば、どうぞ。

○小枝委員 前回、時系列の、何というか、この流れについて、27項目にわたってそうした整理された資料を出していただいたんですけども、その中で、19番、10月13日のところに、法的支援業務の委任契約について（仮処分命令申立事件）、甲決裁ということになってます。環境まちづくり部道路公園課、政策経営部契約課というふうになっています。この10月13日というところは、私たちにとっても忘れられない委員会の日だったというふうに記憶します。で、この意思決定を行政だけで行ったのか。首脳会議を行ったのか。当時の例えば委員長と確認を取ったのか。それすらもやらなかったのか。最後に委員長がお見えになった日ということにもなっていますので、そこがどういうふうに、誰が発意し、どういう会議体で決め、これで行こうと。

というのは、今回の陳情が、議決をしたけれども様々な瑕疵があったり、あるいは住民側も全く、今陳情されている方は説明されていないし、看板を見て初めて知った方、つまり住民としては置き去られ切り捨てられた方々が、どうか対話をと。対話をと求めている状態において、設計変更のガイドラインもあり、それに基づく中止、中断という判断もほかではたくさんやってきているという状況ですね。その中で、見直しでも対話でも中断でもなく、仮処分だといって、550万円を弁護士代で、随意契約でやろうというふうに決めた、その1日、前日でもいいですけども、誰がそれを起案し、どういう会議で決め、そして議会には相談したのか。よく正副には聞くということがありますが、そういうふうなことがあったのか。それも明確にしていきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 最初のどういう意思形成過程かということでございますが、これにつきましては、担当レベルで適宜打合せをいたしまして、部長、関係部署、それから副区長、区長へと適宜報告を行い、内諾を得たものを決裁によって意思決定したものでございます。

○小枝委員 甲決裁というのは区長決裁なんです。だから、区長決裁に至る、その1日の時系列の流れを区民に分かるように示してほしいんですね。というのは、今、名前はあえて申し上げませんでしたが、これは、振り返れば令和4年4月25日に、嶋崎委

員長の1票で強行工事に至ったという——いや、そうでしょ。令和4年4月25日、4時から5時ですよ。そして6時に、もうそのときは担当課長は欠席をして、工事の現場に多分段取りに入っていたんですよ。そうした流れの中で、この10月13日というのは、委員長が本当に最後にこの席にお見えになった。そして、それが3か月たって逮捕ということになるわけですが、委員長に相談もしないで物を決めるということはなかなかないわけですね。事実を、それをやっていないんだったら、やっていないも含めて、時系列で分かるように示していただきたい。お願いいたします。金額も含めてね。

○林委員長 ちょっと休憩していいですか。

午後1時57分休憩

午後2時07分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 資料につきましては、庁内で確認をさせていただいて、提出できるか確認をさせていただきます。

○林委員長 はい。

いいの。何か。

○岩田委員 ……思っていることを。

○林委員長 当然です。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。その資料の、担当レベルで話してという、その担当レベルをできるだけ具体的にというのと、この何だ、何でしたっけ。

○岩佐委員 仮処分の対象。

○岩田委員 そうだ。仮処分の対象が何でその人たちなのかなという、そこから。例えばその現場にいたけども、対象から外れている人もいるのではないかなというような気がするんですが、そこはどういうふうに決めたのかなと。分かれば、それも資料を頂きたい。

○林委員長 ちょっと休憩していいですか。休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時08分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。言い直します。仮処分の対象になった人の基準があれば教えてください。それも資料で出していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 資料というよりは、今ここで答えられますけど、対象になった方は、工事をしている際に作業帯の中に入って、そうすると工事ができませんので、安全な工事を行うために、そういう仮処分の手続をしたということでございます。

○岩田委員 じゃあ、その仮処分の対象になった方が、何だ、工事をするところに入った人は全員仮処分の対象になっているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 対象者の、分かっている方にしかお出しできないので、そういう全員ということではない。

○岩田委員 全員ということではない。全員ということではないんだったら、それは何で、

ある人は対象になって、ある人は対象にならないのか。その基準をちゃんと明確にしていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 その処分、命令を出す、個人に出すことになりますので、その方がどなたか分からないということでは出せないの、分かっている方を対象としているというところでございます。

○岩田委員 分からない。

○林委員長 はやお委員、どうぞ。

○はやお委員 いろいろ様々に、議員の中でも、そういう同じ行動を同一にしながら、その対象者になったりなっていないということがありますから、意思形成過程の中に当然そういうことも、この人を対象にしようとか、対象にしないとか——基準だよ、基準だよ。こいつが憎たらしいからこいつを入れようとかさ、そんなことはないだろうと思う。それは、ある程度の基準、何メートル以内に入ってきて、こういうような妨害をされて、だから仮処分の中で、また、次、入ってこられると困るから、こういう基準からしたらこの方とこの方と、というふうに決まりましたと。それがなかったら、550万もかけるということはできないでしょということなんだよ。

あと、550万はいいわけ。だからそこを、ちゃんと経緯経過の意思形成過程の中にきちっとその基準を入れてくださいということは、僕は普通の話だと思います。もしそれをやるんだったら。口頭で話すということよりも、これは、重要な区の動きについて、そしてまた今後のいろいろな予算を決めていく上で大きなことだと思いますから、その辺はちゃんときちっと明確に、分かりやすく、そしてきちっと基準を、エビデンスを持ったものを出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 それにつきましても庁内で確認をして、出させていただきます。

○林委員長 ほかに何かございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、今、資料要求等々もございましたので、陳情の質疑をまず終了させていただき、委員の皆さんから、意見並びに陳情の取扱いは。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 継続。はい。それでは、神田警察通りの本件5件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていただきます。

神田警察の陳情審査を終了して、いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。

日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

○岩田委員 都市計画審議会のメンバーが今1名欠員になっているんですけど、それについてどういうふうにするのか、ちょっと気になるんですが、何かお考えとかはありますか。以前——ごめんなさい、これはどこまで言っているのかな。議員の中からは、例えばやる気がある人とか、（発言する者あり）環境まちづくり委員会の中から出すべきじゃないかとか、そういうような何か話もちょっと聞いているんですが、もしもこの中から出すんで

あれば、何かそういうようなのはどうでしょうか。

○林委員長 はい。休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時20分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

そのほかで、委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。執行機関のほうは何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもって委員会を閉会いたします。どうも、ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時20分閉会